



2022年2月10日

各位

会 社 名 株式会社フルキャストホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 坂 卷 一 樹
(コード番号 4848 東証第一部)
問い合わせ先 財務IR部長 朝 武 康 臣
電 話 番 号 03-4530-4830

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容改定に関するお知らせ

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権に係る内容の改定に関する議案を、2022年3月25日開催予定の当社第29期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 議案提案の理由

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額は、2017年3月24日開催の当社第24期定時株主総会におきまして、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容決定の件」として、取締役の報酬等の額である年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人部分の給与とは含まない。）の範囲内で、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をいただいております。

今般、本議案においては、上記報酬等の額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容を下記の通りに改定することにつきご承認いただきたく存じます。

なお、具体的には、2017年3月24日開催の当社第24期定時株主総会において決議された内容から「新株予約権の総数」等を変更しております。

また、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みいたします。

2. 株式報酬型ストックオプションを割り当てる理由

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、当社の業績と株式価値の連動性をより一層強固なものとし、当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めるためであります。

3. 株式報酬型ストックオプションの具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 26,400 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、100 株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の総数

264 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 3 年を経過した日より 50 年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件の概要

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。

- ④ 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- ⑤ その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項の内容の概要

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(8)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

4. 新株予約権の付与を相当とする理由

当社が新株予約権を発行する目的等については、上記「2. 株式報酬型ストックオプションを割り当てる理由」をご参照ください。

当社は2021年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案に基づく本新株予約権の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本新株予約権に関する報酬等の額は、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して算定し、決定すること、本議案の内容については委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会から相当である旨の答申を得て取締役会で決定していること、新株予約権の行使に際しての払込金額は、新株予約権の割り当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額としていること、加えて、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.07%とその希釈率は軽微であることから、本新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は本総会終結の時以降、上記新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社子会社の取締役及び監査役に対し 32,300 株相当及び当社及び当社子会社の従業員に対し 51,100 株相当を付与する予定であり、合計 109,800 株相当を将来、新株として発行する可能性があります。この場合の発行済株式総数に対する希薄化率は 0.29%です。

以 上